

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和6年6月21日

分任支出負担行為担当官
神戸航空交通管制部長 野村 伸一

1. 履行概要

(1) 契約件名

神戸航空交通管制部APDU装置更新その他工事実施設計

(2) 履行場所

神戸航空交通管制部 兵庫県神戸市西区井吹台東町7-6-2

(3) 履行内容等

別紙のとおり

(4) 履行期間

契約締結日の翌平日から令和6年12月20日まで

(5) 電子調達システム対象

本案件は、資料等の提出、入札等を電子調達システムで行うため、電子調達システムによる場合は、電子認証（ICカード）を取得していること。

なお、電子調達システムによりがたいため、入札書等を持参し、入札の参加を希望する者（以下「紙入札による参加を希望する者」という。）は、その承諾願いを分任支出負担行為担当官神戸航空交通管制部長（以下「分任支出負担行為担当官」という。）に提出することで、入札に参加することの承諾を得ることができる。

2. 競争参加資格

(1) 予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。

(3) 令和5・6年度国土交通省一般（指名）競争参加資格「測量及び建設コンサルタント等（その他の業種）」においてA又はB等級に格付けされ、国土交通省航空局における競争参加資格を有する者であること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、国土交通省航空局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

なお、当該資格を有していない者については、「競争参加資格に関する公示」（令和4年10月3日付官報）に記載されている申請方法等により、競争参加資格の申請を受け付ける。

(4) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

但し、(3)の再認定を受けている者を除く。

(5) 競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限から開札日までの間に、国土交通省航空局長から「航空局所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年6月28日付け空経第3

86号)に基づく指名停止を受けていない者であること。

(6) 入札に参加しようとする者(設計共同体にあってはその構成員。)の間に資本関係又は人的関係がないこと。

なお、上記の関係がある場合に、辞退者を定めることを目的に当事者間で連絡を取ることとは、国土交通省航空局競争契約入札者心得第4条の3第2項の規定に抵触するものではないことに留意すること(詳細については入札説明書を参照すること。)

(7) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(8) 予決令第73条に基づき、分任支出負担行為担当官が別途定める競争参加資格要件事項を全て満たす者であること。(詳細については別紙を参照すること。)

(9) 入札説明書の交付を直接受けた者であること、又は電子調達システムよりダウンロードした者であること。

3. 入札手続き方法等

(1) 担当部局

〒651-2242 兵庫県神戸市西区井吹台東町7-6-2
神戸航空交通管制部会計課調達係
TEL 078-996-0651
FAX 078-996-0631

(2) 入札説明書の交付方法

(a) 本日から令和6年7月1日までの間、電子調達システムにて交付する。

(b) (a)の方法によりがたい場合、本日から令和6年7月1日まで(但し、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条第1項に規定する行政機関の休日(以下「休日」という。)を除く。)の10時00分から17時00分までの間、(1)に事前連絡のうえ、無償で交付を受けることができる。

なお、(1)以外の場所で、入札説明書の交付を受けたい場合は、(1)に事前連絡のうえ、国土交通省航空局管内の航空交通管制部等で交付を受けることができるものとする。

また、郵送等により入札説明書の交付を受けたい場合は、(1)に事前連絡のうえ、入札説明書の交付を受けたい者の負担による着払い郵送等により、交付を受けることができる。

但し、FAX又は電子メールにより入札説明書の交付を受けることはできない。

(3) 申請書及び資料等の提出期限

上記(2)で交付する入札説明書の指示に従い、入札説明書に添付する様式を使用したうえ、以下の提出期限までに提出すること。

令和6年7月2日 14時00分まで

(a) 電子調達システムによる参加を希望する者は、提出期限までに申請書及び資料を下記(5)に掲げるURLに提出しなければならない。

(b) 紙入札による参加を希望する者は、提出期限までに申請書及び資料を上記(1)に掲げる場所に持参、郵送(書留郵便に限る。)又は託送(書留郵便と同等のものに限る。)により提出(提出期限までに必着とする。)しなければならない。

(4) 入札書の提出期限

(a) 電子調達システムにより入札する場合は、下記(6)の開札日の前日(休日を除く。)の令和6年7月22日 16時00分までに下記(5)に掲げるURLから入札しなければならない。

(b) 持参により入札書を提出する場合は、下記(6)の開札日時及び場所に入札書を持参し、提出しなければならない(郵送又は託送等ほかによる提出は認めない。)

(5) 電子調達システムのURL及び問い合わせ先

電子調達システム <https://www.nyusatsu.geps.go.jp/OMP/Accepter/>

電子調達システム ヘルプデスク TEL 0570-014-889

(6) 開札日時及び場所

令和6年7月23日 14時00分 神戸航空交通管制部入札室

4. その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金
免除
- (3) 入札参加者に要求される事項
開札日の前日までに申請書及び資料の内容に関する分任支出負担行為担当官からの照会があった場合には、説明をしなければならない。
なお、提出期限までに申請書及び資料を提出しない者又は競争参加資格が無いと認められた者は、本案件に参加することができない。
- (4) 競争参加資格の確認
本案件の参加希望者は2. に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、申請書及び資料を提出し、分任支出負担行為担当官から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。
なお、2. (3)に掲げる事項を満たしていない者も申請書及び資料を提出することができるが、2. (1)、(2)及び(4)から(9)に掲げる事項を満たしている時は、開札日において、2. (3)に掲げる事項を満たしていることを条件として競争参加資格が有ることを確認するものとする。
但し、当該確認を受けた者が入札に参加するためには、開札日において2. (3)に掲げる事項を満たしていなければならない。
- (5) 入札の無効
2. に掲げる資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札並びに入札説明書（仕様書等添付書類を含む。）及び国土交通省航空局競争契約入札者心得において示した条件等入札に関する条件に違反した者のした入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札者決定を取り消す。
なお、分任支出負担行為担当官により競争参加資格のある旨を確認された者であっても、開札時において2. に掲げる資格のないものは、競争参加資格のない者に該当する。
- (6) 入札方法
入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、本案件に係る諸経費等を含め見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（1円未満の端数は切り捨て。）をもって落札価格とする。
原則として、当該入札の執行において入札執行回数は2回を限度とする。
なお、当該入札回数までに落札者が決定しない場合であっても原則として予決令第99条の2の規程に基づく随意契約には移行しない。
- (7) 落札者の決定方法
予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
なお、落札者となるべき者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。また、入札者又はその代理人が直接くじを引くことができないときは、入札執行事務に関係のない職員がこれに代わってくじを引き、落札者を決定するものとする。
- (8) 契約書作成の要否
要
- (9) その他詳細
入札説明書による。

[別紙]

○ 仕様及び内容について

仕様及び内容とは、下記に掲げる内容とする。
本設計は、APDU装置の機器更新並びにTEAM装置及びFACE2装置の撤去を行う工事に必要な実施設計を行うものである。詳細は仕様書による。

○ 分任支出負担行為担当官が別途定める競争参加資格要件事項について

2. 競争参加資格(8)の「予決令第73条の規定に基づき、分任支出負担行為担当官が別途定める競争参加資格要件事項を全て満たす者であること。」とは、下記に掲げる事項とする。

なお、当該契約の入札に参加するためには、2. 競争参加資格の各要件及び下記に掲げる事項を全て満たす者であること。

1. 応札業者に求める要件

1. 1 国土交通省航空局長、地方航空局長（共に分任支出負担行為担当官官署を含む、以下「航空局長等」という。）が発注した「測量及び建設コンサルタント等（その他の業種）」の業務のうち、令和4年4月1日以降に完成した全ての業務成績評定通知書の評定点の平均が60点以上であること。ただし、業務成績評定通知書を受けていない場合、または航空局長等が発注した業務の受注実績がない場合はこの限りではない。

1. 2 過去15年間に次の(1)又は(2)の業務実績があること。

(1) 同種業務

次に示す工事に係る実施設計の実績を1件以上有すること。（※1）

- ① 航空交通管制業務に係るレーダー施設（※1）
- ② ILS施設（※2）
- ③ VOR/DME（若しくはTACAN）施設（※3）
- ④ 航空交通管制業務に係る管制塔施設のうち、管制卓（通信制御装置）、航空交通管制報処理システム等におけるホストコンピュータ（メインフレーム、サーバ）（※4）
- ⑤ 航空運航情報業務に係る施設のうち、
 - イ）運航援助情報業務の放送業務に係る通信制御装置
 - ロ）対空援助業務に係る通信制御装置
- ⑥ 対空通信施設（A/G、RAG、ATIS、RCAG及びAEIS）
- ⑦ NDB施設
- ⑧ 航空交通管制業務に係る管制塔施設のうち、TDU、WRU
- ⑨ 航空保安無線施設等に係るRCM、APDU、ORM、AAM、APID、BIRDS、CCP、DREC、EDU、HMU、MDP、MLAT、OCE、RML、SSE、WAM、WPU、WSDD、WX

※1 航空交通管制業務に係るレーダー施設とは、航空路監視レーダー、空港監視レーダー、二次監視レーダー、精測進入レーダー、空港面探知レーダーをいう。

※2 ILS施設は、それらを構成するLOC、GS、T-DME、マーカーの単独でも可。

※3 VOR/DME施設は、VOR、DME、TACANの単独でも可。

※4 端末のみの工事に係る設計も同種とする。

※訓練及び評価用の無線装置、並びに実験局に使用するものは類似とする。

※⑥、⑦のうち空中線の設置を伴わない設計は類似とする。

※いずれの施設においても「撤去」のみの設計は類似とする。

(2) 類似業務

次に示す工事に係る実施設計の実績を2件以上有すること。

国管理空港、会社管理空港の運営事業者（※1）、地方公共団体及び「民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律」に基づく国管理空港運営権者の発注する下記工事に係る設計業務

- ① 電気通信施設関連工事
- ② 無線局関連工事

なお、いずれの施設においても、「撤去」のみの設計でも可。また、訓練及び評価用の無線装置、並びに実験局に使用するものも可。

※1：会社管理空港の運営事業者には、成田国際空港（株）、中部国際空港（株）、関西エアポート（株）、新関西国際空港（株）を含む。

2. 管理技術者、照査技術者に求められる要件

過去15年間に次の同種業務又は類似業務の実績を1件以上有すること。

なお、当該実績が航空局長等が発注した同種業務又は類似業務である場合においては、業務成績評定の評定点が60点未満のものは除く。

(1) 同種業務

次に示す工事に係る実施設計の実績を有すること。

- ① 航空交通管制業務に係るレーダー施設（※1）
- ② ILS施設（※2）
- ③ VOR/DME（若しくはTACAN）施設（※3）
- ④ 航空交通管制業務に係る管制塔施設のうち、管制卓（通信制御装置）、航空交通管制情報処理システム等におけるホストコンピュータ（メインフレーム、サーバ）（※4）
- ⑤ 航空運航情報業務に係る施設のうち、
 - イ）運航援助情報業務の放送業務に係る通信制御装置
 - ロ）対空援助業務に係る通信制御装置
- ⑥ 対空通信施設（A/G、RAG、ATIS、RCAG及びAEIS）
- ⑦ NDB施設
- ⑧ 航空交通管制業務に係る管制塔施設のうち、TDU、WRU
- ⑨ 航空保安無線施設等に係るRCM、APDU、ORM、AAM、APID、BIRDS、CCP、DREC、EDU、HMU、MDP、MLAT、OCE、RML、SSE、WAM、WPU、WSDD、WX

※1 航空交通管制業務に係るレーダー施設とは、航空路監視レーダー、空港監視レーダー、二次監視レーダー、精測進入レーダー、空港面探知レーダーをいう。

※2 ILS施設は、それらを構成するLOC、GS、T-DME、マーカーの単独でも可。

※3 VOR/DME施設は、VOR、DME、TACANの単独でも可。

※4 端末のみの工事に係る設計も同種とする。

※訓練及び評価用の無線装置、並びに実験局に使用するものは類似とする。

※⑥、⑦のうち空中線の設置を伴わない設計は類似とする。

※いずれの施設においても「撤去」のみの設計は類似とする。

(2) 類似業務

次に示す工事に係る実施設計の実績を有すること。

国管理空港、会社管理空港の運営事業者（※1）、地方公共団体及び「民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律」に基づく国管理空港運営権者の発注する下記工事に係る設計業務

- ① 電気通信施設関連工事
- ② 無線局関連工事

なお、いずれの施設においても、「撤去」のみの設計でも可。また、訓練及び評価用の無線装置、並びに実験局に使用するものも可。

※1：会社管理空港の運営事業者には、成田国際空港（株）、中部国際空港（株）、関西エアポート（株）、新関西国際空港（株）を含む。